

| | |
|-------|--|
| 地理的分野 | 移行措置の内容：「 領域の範囲や変化とその特色 」に関する扱い |
| | <p>・【追加】新学習指導要領：我が国の国土の位置，世界各地との時差，領域の範囲や変化とその特色などを基に，日本の地域構成を大観し理解すること。(内容)</p> <p>・【省略】現行学習指導要領：地球儀や地図を活用し，我が国の国土の位置，世界各地との時差，領域の特色と変化，地域区分などを取り上げ，日本の地域構成を大観させる。(内容)</p> |
| | 移行措置期間中の教科書の扱い |
| | <p>現行版の教科書『中学社会 地理 地域にまなぶ』の「第1編 世界のさまざまな地域(p.11～p.120)」に、「日本の地域構成(第2編・第1章 [p.125～136])」の学習内容を追加することで対応できます。</p> <p><留意点>… 新学習指導要領(内容の取扱い)との関連 『領域の範囲や変化とその特色』については，我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに，竹島や北方領土が我が国の固有の領土であることなど，我が国の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際，尖閣諸島については我が国の固有の領土であり，領土問題は存在しないことも扱うこと。(内容の取扱い)」にご留意いただきながら，特に「日本の領土をめぐる(第2編・第1章・3 [p.130～p.131])」でご指導ください。</p> |
| 歴史的分野 | 移行措置の内容：「 富国強兵・殖産興業政策 」に関する扱い |
| | <p>・【適用せず】現行学習指導要領：「富国強兵・殖産興業政策」については，この政策の下に新政府が行った，廃藩置県，学制・兵制・税制の改革，身分制度の廃止，領土の画定などを取り扱うようにすること。(内容の取扱い)</p> <p>・【適用】新学習指導要領：「富国強兵・殖産興業政策」については，この政策の下に新政府が行った，廃藩置県，学制・兵制・税制の改革，身分制度の廃止，領土の画定などを取り扱うようにすること。その際，北方領土に触れるとともに，竹島，尖閣諸島の編入についても触れること。(内容の取扱い)</p> |
| | 移行措置期間中の教科書の扱い |
| | <p>現行版の教科書『中学社会 歴史 未来をひらく』の「明治維新と立憲国家への歩み(第6章・1節 [p.156～p.169])」の記述内容を丁寧に詳しく取り扱うことで対応できます。</p> <p><留意点>… 新学習指導要領(内容の取扱い)との関連 特に，北方領土，竹島，尖閣諸島の編入について触れた，p.165の資料5，側注③の内容を取り上げながらご指導いただくとともに，側注③の末尾に示されているp.257(特設ページ「隣国と向き合うために」)のなかの「現在に残された課題～日本の領土をめぐる」についても適宜ご活用下さい。</p> |
| 公民的分野 | 移行措置の内容：「 世界平和と人類の福祉の増大 」に関する扱い |
| | <p>・【追加】新学習指導要領：領土(領海，領空を含む)，国家主権，国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。(内容)</p> <p>・【適用せず】現行学習指導要領：領土(領海，領空を含む)，国家主権，主権の相互尊重，国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。(内容の取扱い)</p> <p>・【適用】新学習指導要領：「領土(領海，領空を含む)，国家主権」については関連させて取り扱い，我が国が，固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや，尖閣諸島めぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。(内容の取扱い)</p> |
| | 移行措置期間中の教科書の扱い |
| | <p>現行版の教科書『中学社会 公民 ともに生きる』の「国際社会を構成する国家(第6章・1節・1 [p.180～p.181])」の記述内容を丁寧に詳しく取り扱うことで対応できます。</p> <p><留意点>… 新学習指導要領(内容の取扱い)との関連 p.181本文の最後の行にある「外交交渉」に示されているp.188～p.189の特設ページ「日本の外交のいま」のなかの「北方領土の返還に向けて(p.189)」についても適宜ご活用下さい。</p> |